

介護保険法「改正」についてのシンポジウム

介護保険制度の現状と課題 —地域で暮らす権利を実現するために必要なこと—

介護保険は、2015年施行の法改正で一定の要件のもとでの利用料2割負担が導入され、要支援の介護サービスを新総合事業に移管しました。既に地域における格差や生活援助の時間の減少による在宅生活の質の低下等の影響も指摘されています。2017年通常国会にも改正案の提出が予定されていますが、公的責任の後退、給付の引下げや負担の増大につながる事が懸念されています。そこで、介護保険について、高齢者が地域で暮らす権利を実現する上での現状と課題を専門職、市民とともに考えるシンポジウムを開催します。是非ご参加ください。

日時 2017(平成29)年1月24日(火)18:00~20:30(開場 17:40)

場所 弁護士会館17階1701会議室

入場無料, 事前申込不要

プログラム(予定)

- ◆講演：鏡 諭氏（淑徳大学教授）「介護保険は高齢者の生活を守れるか」
- ◆日弁連からの報告：末長宏章弁護士（日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員）
- ◆現場からの報告
- ◆パネルディスカッション：「地域で暮らす権利を実現するための介護保険の在り方」
パネリスト：大野教子氏（認知症の人と家族の会東京支部代表）
井上研一氏（東京都介護支援専門員研究協議会理事・ケアマネジャー）
鏡 諭氏（淑徳大学コミュニティ政策学部教授）
高井幹雄弁護士（日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員）
- コーディネーター：藤野智詔弁護士（日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員）



【最寄り駅】

- ◆地下鉄丸ノ内線・日比谷線・千代田線
「霞ヶ関」駅 B1-b 出口
(弁護士会館地下1階に直結)
- ◆地下鉄有楽町線「桜田門」駅
5番出口から徒歩8分
- ◆JR山手線「有楽町」駅から徒歩15分



主催：日本弁護士連合会

お問い合わせ先：日本弁護士連合会 人権部人権第二課

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 TEL 03-3580-9507/FAX 03-3580-2896